土木工事における週休２日工事実施要領

１　目　的

建設業界では、担い手不足が懸念され若手技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題である。このため、若手技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休２日」の確保などにより働き方改革の実現が求められている。また、労働基準法の改定（平成３１年４月施行）により、建設業において令和６年４月から、罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休２日の確保が重要な課題である。

土木工事現場における「週休２日」を確保するため、週休２日による施行の実施方法提出資料、その他必要事項について定める。

２　用語の定義

（１）　土木工事

新ひだか町発注の土木事業（災害復旧工事、土木工事に係る機械設備工事及び電気設備工事、水道工事を含む）をいい、週休２日補正対象外工事である。

（２）　工事着手日

実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。

（３）　工事完成日

後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去など）が全て終了した日をいう。

（４）　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理費上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含め、１日を通して現場作業を行っていない日をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（５）　対象期間

契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。

（６）　完全週休２日（土日）【現場閉所】

対象期間の全ての週において、土曜日、日曜日に現場閉所されている状態をいう。但し受注者の責によらず土曜日、日曜日に施工する場合は、事前に監督員と協議したうえで土曜日、日曜日に代わる現場閉所日を指定し１週間に２日以上の現場閉所を

行うことである。

（７）　月単位の週休２日【現場閉所】

対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所とし、対象期間内のすべての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合、４週８休（２８．５％）以上達成しているものと見なす。

（８）　通期の週休２日【現場閉所】

対象期間において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所により対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）の水準に達する状態をいう。

３　対象工事

週休２日の確保をするための対象工事は、各号に定めるところによるものとする。なお、緊急工事、施工時期又は工期末に制限のある工事など週休２日による施工が適さない工事は除く。

ア　現場閉所が可能な全ての土木工事を対象とし、工期支援システムを活用するなどして、週休２日による工期設定を行う。

イ　週休２日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。なお、年末年始６日間（１２月３１日～１月５日）、夏季休暇３日間（７月から９月までの期間のうち、３日間とする）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間は対象期間に含まない。

４　週休２日確保の実績確認方法

発注者は、週休２日による施工が適切に実施されているか、次の各号に定める区分に応じ処理するものとする。

（１）　工事契約後

受注者は完全週休２日（土日）【現場閉所】、月単位の週休２日【現場閉所】及び通期の週休２日による施工の取組み意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。

（２）　施工計画書提出時

受注者は週休２日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

（３） 現場着手後

工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認をおこなう。施工計画書提出時に協議した週休２日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整協力等、受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長する必要が生じた場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。受注者は、現場閉所方法が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。工事監督員は、関係書類により現場の完全週休２日（土日）、月単位及び通期の閉所状況を確認する。

（４） 現場完成後

工事監督員は休日確保の観点で評価を行う。

５　留意事項

週休２日を実施するための工事実施にあたり次の各号に留意すること。

ア　受注者は計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を【現場閉所】の現場閉所日に含めることも可能とする。

イ　受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ振替休日等により休日を取得することは可能である。なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員で対応する。

ウ　発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日に休日の作業が発生するような指示等はおこなわないこととする。

エ　発注者は、週休２日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者から日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等の関係書類の提示により確認を行うものとする。

オ　この要領に定めのない事項は、必要に応じて受発注者間の協議により定める。

６　適用

令和８年（２０２６年）１０月１日以降に入札公告または指名通知をおこなう工事に適用する。